

(Memoirs of the Faculty of Education and Human Studies)
 (Akita University (Natural Science))
 72, 17 – 25 (2017)

秋田県における廃校利用の実態分析

— 平成 14～23 年度に廃校となった公立学校全 130 校を対象にして —

西川 竜二, 東海林 都

秋田大学教育文化学部

Analysis of the status of use of closed schools in Akita Prefecture

-Investigation of 130 public schools closed between the 2002 and 2011 fiscal years-

NISHIKAWA, Ryoji; TOKAIRIN, Miyako

Division of Regional Studies, Faculty of Education and Human Studies, Akita University

Abstract

With the decrease in the number of children, 4709 public elementary, junior-high, and high schools across Japan were closed over the decade from the 2002 to 2011 fiscal years. In the wake of these closures, 4222 former school buildings remain. Seventy percent of them are used as community centers and sports facilities. There are no plans for the use of the remaining 30%. Moreover, the status of use of the sites of the nearly 500 buildings that were demolished was not studied in the survey conducted by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. Here, we used surveys and questionnaires of all cities, towns, and villages in Akita Prefecture to analyze the current status of, and issues associated with, closed school buildings and sites.

Keyword : Akita prefecture, Closed educational facility, Conversion

秋田県, 廃校施設, 建物用途変更

1. はじめに

少子高齢化・人口減少の進行により、全国の都市・地方ともに公立小中高校の統廃合が進んでいる。文部科学省（以下、文科省）が全国の教育委員会を通じて行った全国調査によると、全国の公立の小・中・高・特別支援学校等の廃校発生数は、平成 4～13 年度の 10 年間には計 2,125 校であり、平成 14～23 年度の 10 年間には約 2 倍の 4,709 校に上った^{文¹⁾ 2)}。児童・生徒数の減少に応じて公立学校の統廃合は必然であるが、従来、学校は地域コミュニティの中核的な施設・場所であり、廃校後にもできるだけ地域コミュニティの拠点として生かす道を探ることが必要である。例えば、高齢化に対応した福祉介護関係の施設や生涯学習・スポーツ施設などである。また、地域に新しい住民を呼び込む民間企業の社屋・加工場や移住者向けの住宅、観光客や交流人口を呼び込む体験交流・宿泊施設などへの転用の期待や取り組みもある。

文科省では、平成 4～13 年度の 10 年間に廃校になった全国の公立小中高校等の利活用状況の実態調査を都道府県の教育委員会を通じて行っており、その統計データ

から廃校になった建物の利用状況・利用されない場合の理由などの全国的な傾向を検討するとともに、先進的かつ特色のある活用事例を「廃校リニューアル 50 選」として取りまとめている^{文¹⁾}。そして、平成 22 年には、文科省の Web サイトに『～未来につなげよう～「みんなの廃校」プロジェクト』という Web ページ^{文³⁾}を立ち上げ、前述の廃校の調査の結果、廃校施設の活用時に利用可能な補助制度の情報、活用方法や利用者募集している全国の廃校施設の情報一覧などを掲載している。その後も、平成 14～23 年度の 10 年間の廃校についての実態調査と、平成 24・25 年度の実態調査を引き続き行っている。しかし、これら文科省の調査では、都道府県別の集計データの公表や分析は行われておらず、都道府県別の実態や傾向は明らかでない。大都市圏には都市型の廃校理由とその後の利活用の用途や課題があり、地方には地方型の実態が考えられる。例えば、図 1 に示すように、平成 4～23 年度の廃校発生数の上位 2 県は、1 位が北海道（計 760 校）で、次いで 2 位は東京都（計 389 校）である^{註¹⁾}。また、文科省による平成 14 年度以降の廃校の実態調査の集計方法では、廃校後の現存建物（校舎・

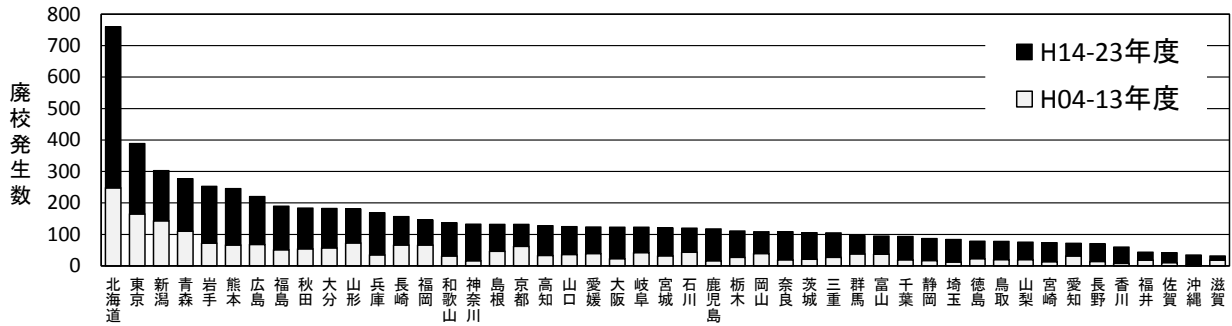


図1 都道府県別の公立学校の廃校発生数 (平成4～23年度の多い順)

屋体・その他)が有る場合にその建物が利活用されている数・割合は集計されているが、建物が解体された場合の跡地の利活用の有無については言及されていない。

既往の研究では、教育政策の観点からは、全国の小中学校の統廃合の進行と学校の適正規模化について論じ、秋田県を事例として取り上げている研究がある^{文4)}。また、廃校施設の利用の観点からは、茨城県^{文5)}、山口県^{文6)}の公立小中学校を対象とした研究、鳥取県の一部^{文7)}の小中学校を対象とした報告などがあるが、秋田県を対象とした研究は見られない。

そこで本研究では、少子高齢化・人口減少の先進地である秋田県における平成14～23年度の期間の公立の小中高校・特別支援学校の廃校(全130校)を対象にして、文科省の全国調査への回答の秋田県への資料請求および県・市町村への独自のアンケート調査を行い、秋田県における廃校利用の実態の詳細や特徴について集計・分析を行った結果を報告する。これにより、今後の廃校利用の資料の提供を目的としている。なお、平成24年度以降は今後の課題とする。参考として、最新の平成28年度の秋田県の公立学校数は合計382校^{文8)}で、平成24年度の425校に比べて4年間で正味43校の減少であり、本研究対象期間に比べて8割弱の減少ペースである。

2. 秋田県の児童生徒数および現存学校数・廃校発生数の推移

秋田県教育委員会の学校統計一覧^{文8)}より、児童生徒数と現存学校数の推移を図示する。図2は、公立学校の児童生徒数の推移(平成6～25年度)である。小学校(6年間)の児童数は、中学・高校(各3年)の各生徒数の約2倍であるが、同年度の人数を比較すると、中高の合計人数に比べて、小学生の人数は減少している。平成14年度は、中高の合計68,954人に対して、小学生64,111人は93.0%(7%減)である。平成23年度も中高生の合計に比べて小学生は93.9%(6%減)である。平成14年度から23年度の変化を見ると、小学生は78.8%(21.2%減)、中学生は78.5%(21.5%減)、高

校生は77.5%(22.5%減)といずれも10年間で約2割のペースで減少している。その後も同様の傾きで減少している。図3は、公立学校の現存学校数(平成14～23年度)である。小学校は65校(21.0%)、中学校は6校(4.5%)、高等学校は6校(10.0%)、特別支援学校は1校(7.1%)だけ正味で減少している。ただし、この正味の減少数は、イコール廃校数では無い。この変化には、実数は少ないが新設校の増加も含まれるからである。しかし、現存の公立学校数は年々減少し、中でも小学校の減少が大きい。少子化の影響が年齢の小さい方から進行していくこと、学区が狭い小学校から統廃合が進められていることが表れている。

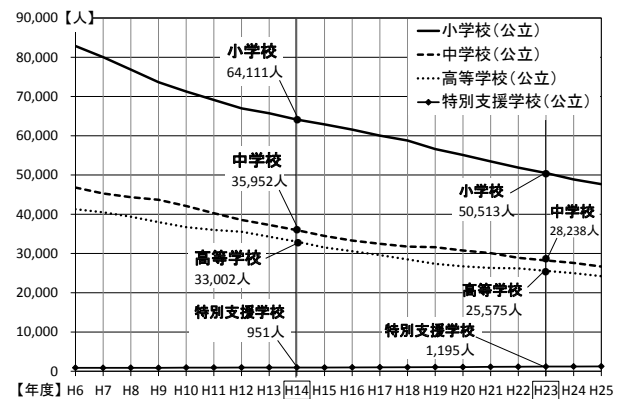


図2 公立学校の児童生徒数の推移<<秋田県>>

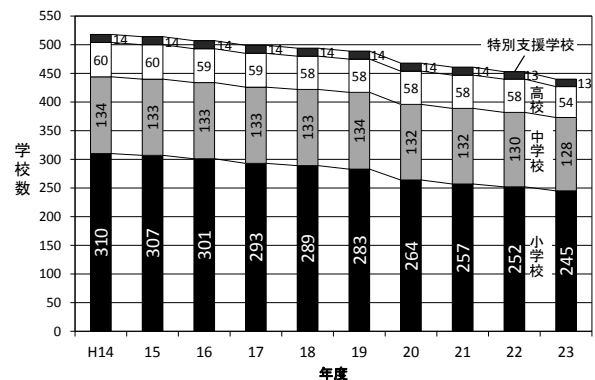


図3 公立学校の学校数の推移<<秋田県>>

3. 文科省の全国調査データを用いた秋田県の実態分析

3-1. 文科省の全国調査の概要

文科省は、平成13年度（平成4～13年度の10年間）と23年度（平成14～23年度の10年間）に、各都道府県の教育委員会に依頼して、その期間の廃校の発生状況、その利用状況等について調査を実施している。その結果については全国の集計を公表しているが、都道府県別の集計や分析は明らかではない。また、秋田県教委により、県単独の集計や分析結果を示すことも行われていない。そこで、秋田県教育庁に問い合わせの上情報公開制度も併用して、秋田県の調査データである「廃校施設等の実態調査総括表（平成14～23年度）」を入手した。表1にその調査項目を示す。

表1 文科省「廃校施設活用状況実態調査」の対象と調査項目

対象	全国の平成14～23年度廃校の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（回答は、平成24年5月1日時点の状況）
調査項目	①学校名 ②廃校年月日 ③現存する建物の有無 ④建物利用の有無 ⑤利用開始（予定）年月日 ⑥現在の利用状況（施設の種類） ⑦設置施設の名称、具体的事業名又は利用方法の説明 ⑧設置に係る補助金等 ⑨運営に係る補助金等 ⑩財産処分承認手続き処理状況 ⑪利用計画がない理由 ⑫利用に関して検討に関わっている者 ⑬利用に関して地域住民からの意向聴取の実施状況 ⑭廃校であることの公表状況 ⑮利用に関わる公募の実施状況

3-2. 分析結果

3-2-1. 廃校の実態および利用状況（全国と秋田県の比較）

図4に、秋田県の公立学校の廃校発生数の推移を示す。平成14～23年度の10年間に秋田県では全部で130校が廃校となった。年度別に廃校発生数を見ると、市町村合併が集中した平成16～17年度以降に発生数が伸びている。市町村合併は平成16年度には9市町村（美郷町、秋田市、大仙市、潟上市、男鹿市、由利本荘市、湯沢市、北秋田市、にかほ市）、平成17年度には6市町村（大館市、仙北市、横手市、三種町、能代市、八峰町）で行われた。市町村合併に伴って、統廃合が進められた学校も多いことがわかる。

図5は、文科省が公表している全国調査による廃校の利用状況の集計と同じ形式で、秋田県についても集計を行い、両者を並べて図示したものである。ここで、廃校施設には、「校舎」「屋体（屋内運動場）」「その他」の建物および運動場等の土地が含まれる。この図5の文科省方式の集計では、「校舎」「屋体（屋内運動場）」「その他」の建物の現況が異なる場合には、「校舎」の有無と利活用を優先して取りまとめている。この図からは、建物が現存するうち現在（平成24年5月1日または4月

1日時点）利用が行われているケースは全国70.2%、秋田県56.6%で秋田県は全国を13.6ポイント下回っている。今後建物利用の予定があるものを合わせても、全国76.3%、秋田県63.2%で秋田県は全国より13.1ポイント下回る。また、廃校数（A）を分母にして、現在の利用有（a）と今後の利用の予定有（c）の合計を分子にした場合の利用の割合を見ると、全国は約7割（68.4%）で、秋田県は約5割（51.5%）に止まる。一方、廃校のうちで現存する建物が無い場合（解体済み）は、全国が約1割（10.3%）で、秋田県が約2割（18.5%）で秋田県は全国よりも建物無が約2倍多い。しかし、この調査では廃校施設の建物を解体した後の跡地利用の状況は不明である。

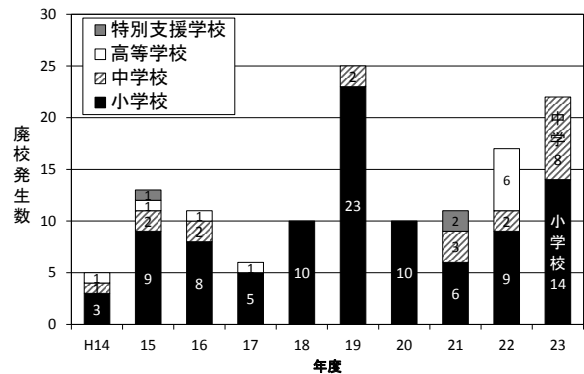


図4 公立学校の廃校発生数の推移<秋田県>

	<全国>		<秋田県>	
	数	割合	数	割合
廃校数(A)	4,709校		130校	
現存する建物有(B)	4,222校	89.7%	106校	81.5%
うち現在活用が図られているケース(a)	2,963校	70.2%	60校	56.6%
うち現在活用が図られていないケース(未利用)(b)	1,259校	29.8%	46校	43.4%
建物利用の予定	259校	6.1%	7校	6.6%
有(c)	1,000校	23.7%	39校	36.8%
無(d)				
現存する建物無(C)	487校	10.3%	24校	18.5%

※1 全国はH24/5/1時点、秋田県はH24/4/1時点である。
 ※2 全国には秋田県の数も含まれている。
 ※3 (「現在活用が図られているケース(a)」+「建物利用の予定有(c)」)÷廃校数(A)の割合は、全国が68.4%、秋田県が51.5%。

図5 廃校の実態および利用状況（校舎の状況を優先）<全国と秋田県の比較>

3-2-2. 廃校の実態および利用状況(秋田県の詳細)

図6は、図5の秋田県の集計結果について、学校種別の内訳を示したものである。また、図7は、「校舎」と「屋体」、「その他の建物」が別々の状況の場合に、建物有もしくは利用が行われているものを優先して集計したものである。「校舎」を優先する場合には、「屋体」や「その他の建物」の現存や利用があっても、「校舎」の現存や利用が無い場合には現存も利用も無い扱いとなっている。しかし、「校舎」が無くとも、「屋体」や「その他」が現存利用されているものもあると考え、その点を明ら

かにする。図6と図7の比較から、校舎の状況を優先した集計に比べて、現存する建物有りは5校多く、現在利用が行われているケースは19校多い。廃校後の利用率を、図中の(a/B)で求めると、図6の数え方では約6割(56.6%)だが、図7の数え方(利用方法)では約7割(71.2%)と約10ポイント多くなる。また、利用率を、廃校数(A)を分母にして、現在の利用が有り(a)と今後の利用の予定が有り(c)の合計を分子して求めると、図6の数え方の約5割(51.5%)に比べて、図7の数え方では約7割(66.9%)となり、15.4ポイントも多くなる。これにより、「校舎」は解体されて現存と利用が無くても、「屋体」や「その他の建物」のみが現存して利用されている場合が多いことが定量的に明らかとなった。

廃校数(A)		計		学校種別		(H24/4/1現在)	
小学校	中学校	130校	97校	計	割合	学校種別	割合
中学校	高校・特支		20校				
高校・特支			13校				
現存する建物有(B)		×100(%) B/A		106校	81.5%	79校	81.4%
うち現在活用が図られているケース(a)		a/B		60校	56.6%	19校	95.0%
うち現在活用が図られていないケース(未利用)(b)		b/B		46校	43.4%	8校	61.5%
建物利用の予定		有(c)		7校	6.6%	5校	6.3%
		無(d)		39校	36.8%	2校	10.5%
現存する建物無(C)		C/A		24校	18.5%	0校	0.0%
						24校	30.4%
						9校	47.4%
						6校	75.0%

※: 「現在活用が図られているケース(a)」+「建物利用の予定有(c)」/(A)=51.5%

図6 廃校の実態および利用状況(校舎の状況を優先して分類) <<秋田県の詳細>>

廃校数(A)		計		学校種別		(H24/4/1現在)	
小学校	中学校	130校	83校 <th>計</th> <th>割合</th> <th>学校種別</th> <th>割合</th>	計	割合	学校種別	割合
中学校	高校・特支		20校				
高校・特支			13校				
現存する建物有(B)		×100(%) B/A		111校	85.4%	83校	85.6%
うち現在活用が図られているケース(a)		a/B		79校	71.2%	20校	100.0%
うち現在活用が図られていないケース(未利用)(b)		b/B		32校	28.8%	8校	61.5%
建物利用の予定		有(c)		8校	7.2%	66校	79.5%
		無(d)		24校	21.6%	11校	55.0%
現存する建物無(C)		C/A		19校	14.6%	2校	25.0%
						17校	20.5%
						9校	45.0%
						6校	75.0%
						7校	85%

※: 「現在活用が図られているケース(a)」+「建物利用の予定有(c)」/(A)=66.9%

図7 廃校の実態および利用状況(校舎に限らず屋体・その他の利用でも可) <<秋田県の詳細>>

3-2-3. 廃校後に現存する建物の主な用途(全国と秋田県の比較)

図8に、現存する建物がある場合の利用用途^{注2)}を示す(現在利用が図られているケースと、現在利用が図られていないが今後利用の予定があるケースの両方を含み、複数の利用用途があれば複数数える)。ただし、図8では、廃校後の施設を「統合後の学校施設」として再利用しているケースは含めず、それ以外に転用されてい

る場合の用途を求めている(文科省の全国調査の集計の方法に合わせた)。図8より、廃校施設を転用する用途としては、全国と秋田県ともに、社会教育施設(公民館や地域行事等の拠点等)と社会体育施設(体育館や武道場等)が最も多く、この2つで全体の5割程度を占めており、転用しやすいことがわかる。全国と秋田県で、この他の利用用途を比較すると、秋田県では行われていない利用用途が多数見られる(放課後子ども教室、保育所、児童福祉施設、老人デイサービスセンター、介護老人福祉施設、その他老人福祉施設、障害者福祉施設、医療施設、創業支援施設、その他法人事務所等、住宅)。

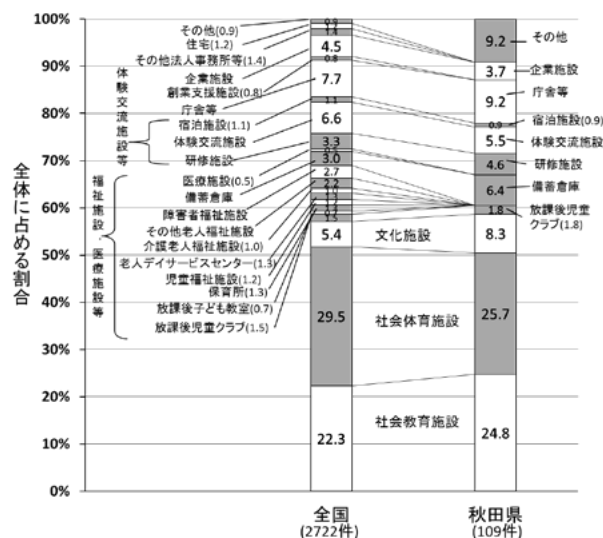


図8 廃校後現存する建物の利用用途(複数回答) <<全国と秋田県の比較>>

3-3. 文科省の全国調査で明らかになっていない点

ここまでの文科省の調査データを用いた分析では、廃校施設の建物が現存する場合の利用状況は示せたが、建物を解体した跡地利用の状況は明らかでない。そこで、本研究ではこの点について秋田県および各市町村の担当部署・担当者にアンケートを行って把握することにした。そして、秋田県全体の集計に加えて、廃校となった各学校施設を所管している県および各市町村別でも集計を行い、県・市町村単位での実態についても検討することにした。

4. 秋田県および各市町村への廃校利用に関するアンケート調査の実施

4-1. 調査対象と方法

平成14~23年度(2002~2011)に廃校となった公立学校(小・中・高校・特別支援)である全130校を対象にして、それを所管する県または各市町村に対して自記式のアンケートを実施した。実施時期は平成25(2013)年11月中旬~12月中旬である。

表2に、アンケートの内容を示す。廃校施設の建物が解体されて現存しない場合についても明らかにするため、跡地の利用状況を探ねた。また、廃校後に利用されている物件の有効性について、関係者ではあるが、現場の自治体の担当者に自己評価と理由および課題を探ねた。

4-2. 結果と考察

4-2-1. 回答数

表3に、回答が得られた自治体と廃校名の一覧を示す。依頼した全22の自治体（1県21市町村）のうち、1県16市町村（77.3%）から回答を得た。廃校数では、130校中102校の回答である。しかし、102校のうち2校は回答に不備が多かったため除外し、残り100校（100/130=76.9%）を有効回答として分析に用いた。

4-2-2. 独自アンケートによる廃校の実態及び利用状況

図9は、アンケートの回答より100件の廃校の利用状況を、先の文科省の調査結果の表現にならって図示したものである。ただし、文科省との違いは、この図では、校舎の状況が優先という制限ではなく、校舎と屋体等が別々の利用状況にある場合には利用度が高い方を優先して区分・集計した。また、本調査では、現存する建物が無い場合の跡地利用の有無と利用予定についても明らかにしている。これにより、廃校施設の利活用をより実際に即して幅広く捉えて明示した。この結果から、現存する建物有が84%（84校）で、そのうち利活用されているのが77.4%（65校）で、利用予定の5校も含めると約8割（82.5%）ある。一方、現存する建物無は17%（16校）で、そのうちで現在跡地が利用されているのが25%で、利用予定を含めると約3割（31.3%）であり、解体後の跡地（更地）のうち7割が利用されていない。約3割（5校）の跡地利用の具体的な内容をみると、統廃合した学校施設の新設が3校あり^{注3)}、廃校施設が老朽化等していた場合に跡地に新設するだけの需要や見通しが地域で立たないことがわかる。このように跡地の利用の割合は建物よりも低いが、建物に需要が見込めない場合には、建物の維持管理にも多大なコストがかかり、建物が古く老朽化していれば特に耐震性の安全面で問題があるため、財源を確保して建物を解体することも必要な選択肢といえる。これについては、後述の、廃校施設を利用していない理由の中で特に秋田県に顕著な理由になっており、また、自治体担当者の意見にも確認できる。全体的には、廃校施設の建物の有無に関わらず、利用中と利用予定が有るのは合計74%で、およそ4件中3件である。

表2 独自アンケート項目

「その他」別に回答	【様式1】廃校基礎情報		【様式2】倉庫利用		
	廃校前	所在地	建物利用種類選択（注2）		
		構造	収容の内容・数量・密度		
		建築年度	利用者		
		改築年度	この場所への収容理由		
		耐震改修年度	収容物の用途		
		耐震性能	収容物の取出入り頻度		
	廃校後	延床面積	施設への出入り頻度		
		階数	施設一般公開の有無		
		改築年度	利用状況評価選択		
		耐震改修年度	利用状況評価選択理由		
		耐震性能	今後の予定		
		延床面積	自由記述		
	階数		評価年月日、評価者所属・氏名		
	廃校施設の現状と利用状況（施設全体）	【様式3】倉庫利用以外		【様式4】跡地利用	
廃校年月		建物利用種類選択（注2）			
敷地面積		施設名			
敷地面積		稼働日数・稼働時間、利用者数			
施設の所有者		施設貸与の有無			
施設の利用者		借受者、貸与契約内容			
運営主体		借受者募集の方法			
建物の有無		貸与側の工夫			
利用の有無		貸与者に対しての補助金			
利用予定の有無		施設設備等の改修の有無と費用			
更地の状況		廃校利用の理由			
取り壊し年月日		(A)、(B)と同じ質問			
新築物建設年月日		【様式5】未利用			
利用開始年月日		建物利用種類選択=2番（注2）			
利用施設名称		未利用の理由			
利用募集の有無	施設（跡地含む）の管理者、管理方法				
利用募集の期間	施設（跡地）の維持に要する費用・手間				
利用募集の結果	(B)と同じ質問				
建物利用の理由					
利用成功の要因					
利用できない要因					
廃校に至った経緯					
今後の方針の有無					
今後の方針の内容					
問い合わせ先(貸し手)					
問い合わせ先(借り手)					
今後の統廃合予定					
統廃合した場合の廃校施設の方針					
利用する上での工夫					
利用する上での課題					
利用する上での意見					
自治体意見					

表3 自治体別の廃校名と独自アンケートの有効回答数の一覧

自治体	市町村合併	廃校学校名（廃校年度）	小	中	高	特支	計	有効回答
1	秋田県	本庄高校下部分校(H14)、男前高校(H15)、大前商業(H16)、横手工業(H17)、鹿角農林(H22)、鹿角高校(H22)、米内児童(H22)、湯沢高工(H22)、本庄養護(H15)、秋田養護(H21)、勝平養護(H21)、			9	3	12	12
2	秋田市	H17.1.11 八田小(H17)、太田小(太田石分校)(H18)、金足東小(H21)、赤平小(H21)、山谷小(H23)、大正寺中(H16)、上新町中(H22)	5	2			7	5
3	能代市	H18.3.21 種梅小(H16)、田代小(H16)、天神小(H16)、湊城第一小(H18)、湊城第二小(H18)、湊城第三小(H18)、二ツ井小(H19)富根小(H19)、仁衛小(H19)、切石小(H19)、日陰小(H19)	11				11	11
4	横手市	H17.10.1 雄野小(H16)、保呂羽小(H18)、大沢小(H19)、大森小(H20)、白山小(H20)、川西小(H20)、十文字中(H21)、十文字西中(H21)、建物中(H23)、大森中(H23)	6	5			11	11
5	大館市	H17.6.20 三番小(H17)、若野目小(H19)、山田小(H19)、越山小(H19)、大森小(H23)	5				5	5
6	男鹿市	H17.3.22 船川第二小(H15)、種小(H16)、男鹿中(H16)、藤本第二小(H18)、五重中(H19)、弘戸中(H19)	4	2			6	無
7	湯沢市	H17.3.22 湯ノ谷小(H14)、坊ヶ沢小(新田分校)(H14)、坊ヶ沢小(H16)、皆瀬小(H17)、小安小(H17)、崎崎小(H22)、湯沢北小(H22)、湯沢東小(H22)、高松小(H22)、中山小(H22)	10				10	無
8	鹿角市	無	2				2	無
9	由利本荘市	H17.3.22 前郷小(H15)、西滝沢小(H15)、船川小(H15)、高瀬小(H22)、八塩小(H22)、石沢中(H16)	5	1			6	6
10	潟上市	H17.3.22 大久保小(H23)、豊川小(H23)	2				2	2
11	大仙市	H17.3.22 荒川小(H19)、稲沢小(H19)、峰吉川小(H19)、渡川小(H19)、小種小(H19)、船岡小(H19)、刈野小(H23)、土川小(H23)、大沢郷小(H23)、双葉小(H23)、神宮寺小(H23)、北神小(H23)、南船岡小(H23)、南外西小(H23)、西仙北東中(H23)、西仙北西中(H23)	14	2			16	16
12	北秋田市	H17.3.22 庵森小(H20)、合川西小(H23)、合川南小(H23)、合川高校(H22)	3		1		4	4
13	にかほ市	H17.10.1 釜ヶ台小(H21)、釜ヶ台中(H21)	1	1			2	無
14	仙北市	H17.9.20 生保内小(H15)、田沢小(H15)、上松木内小(H18)、角館西小(H19)、西長野小(H19)、角館東小(H19)、生保内中(H15)、田沢中(H15)	6	2			8	無
15	小坂町	無	1	1			2	2
16	上小阿仁村	無	2				2	2
17	藤里町	無	1				1	1
18	三種町	H18.3.20 鹿渡小(H20)、鯉川小(H20)、上岩川小(H20)	3				3	3
19	八峰町	H18.3.27 若子小(H19)、八森小(H20)、観海小(H20)、岩館小(H14)	4				4	4
20	玉城町	無	3	1			4	4
21	美郷町	H16.1.1 六郷東根小(H21)、六郷小(H21)、六郷中(H23)、仙畑中(H23)、仙南中(H23)	2	3			5	5
22	羽後町	無	7				7	7
※1:表中の空欄は0件			97	20	10	3	130	100
※2:秋田市の下線2校は無効とした			計					

廃校数 (A)		学校種別		計		割合	
		小学校	中学校	100校	割合	学校種別	割合
現存する建物有 (B)	$\times 100(\%)$ B/A	84校	65校	84.0%	89.0%		
うち現在活用が図られているケース (a)	a/B	65校	52校	77.4%	80.0%		
うち現在活用が図られていないケース(未利用) (b)	b/B	19校	13校	22.6%	20.0%		
建物利用の予定	有 (c)	5校	2校	5.1%	3.3%		
	無 (d)	14校	11校	16.7%	16.9%		
現存する建物無 (C)	C/A	16校	8校	17.0%	11.8%		
うち現在活用が図られているケース (e)	e/C	4校	1校	25.0%	7.7%		
うち現在活用が図られていないケース(未利用) (f)	f/C	12校	7校	75.0%	53.8%		
跡地利用の予定	有 (g)	1校	0校	6.3%	0.0%		
	無 (h)	11校	7校	68.7%	53.8%		
回答無 (D)		30校	24校		11.8%		

アンケート記入時(25年11月末~12月中旬)現在

※ 建物または跡地が現在活用または利用予定がある割合 = $(a+c+e+g)/A \times 100 = 74.0\%$

図9 廃校建物および跡地の利用状況 (建物の利用は校舎に限らない) <<秋田県全体>>

次に、表4は、図9の自治体別の内訳を示したものである。ただし、この表中の割合はすべて、分母を各自治体の廃校数(A)としたものである。回答が得られた自治体の中で利用の割合が低いのは、県の42% (5校/12校中)、秋田市の57% (4校/7校中)、能代市の36% (4校/11校中)である。県の廃校は県立高校であり、所管が県であること、通学範囲(学区)が広く廃校がある場所の地域コミュニティの住民とのつながりが小中学校よりも希薄なことなどが利用の低さに関係しているのではないかと推察される。後述の利用用途では、県の施設は学校施設か庁舎等に限定されている。秋田市は廃校7校中の2校で回答漏れが多かったためここでの考察から

表4 自治体別の廃校名と独自アンケートの有効回答

自治体	現存する建物有 (A)				建物無 (C)				利用中+ 予定有 (a)+(c)+(e)+(g)	回答無、無効回答 (D)	合計	
	利用有 (a)		現在の利用無 (b)		利用有 (e)		現在の利用無 (f)					
	数	%	数	%	数	%	数	%				
秋田県	3	25	2	17	2	17	5	42	5	42	12	
秋田市	3	43	1	14			1	14	4	57	29	
能代市	4	36		7	64			1	9	82	11	
横手市	6	55	2	18			2	18	9	82	5	
大館市	4	80		1	20					4	80	
男鹿市										6	100	
湯沢市										10	100	
鹿角市										2	100	
由利本荘市	4	67		1	17	1	17			5	83	
潟上市	1	50					1	50		2	100	
大仙市	12	75		2	13			2	13	12	75	
北秋田市	2	50	1	25	1	25			3	75	4	
にかほ市										2	100	
仙北市										8	100	
小坂町	2	100							2	100	2	
上小阿仁村	2	100							2	100	2	
藤里町	1	100							1	100	1	
三種町	3	100							3	100	3	
八峰町	3	75	1	25					4	100	4	
五城目町	4	100							4	100	4	
美郷町	5	100							5	100	5	
羽後町	6	86					1	14	6	86	7	
計	65	-	5	-	14	-	4	-	11	-	30	-

※1 空欄は、0件、0% ※2 割合の分母はすべて、各自治体の廃校数(A)

※3 能代市の「現存建物無、利用予定無(d)」の7件中5件は屋体・運動場を暫定的に住民に開放。それを含むと利用割合82%。

は除外する。能代市は、廃校施設は全て現存しており、うち4校が利用有で、7校が利用無である。後述の自治体担当者の意見から、地域住民との協議や施設の改修の必要性(廃校は全て校舎・屋体ともに新耐震基準以前^{注4)}の建築)が伺える。また、利用有の4校中の1校と利用無の7校中の5校では、屋体と運動場を暫定的に地域住民に開放しており、その利用も含めれば能代市での利用割合は82%になる。

4-2-3. 廃校施設の建物または跡地の利用用途

図10は、廃校施設の現存建物または跡地の利用用途をまとめたものである。ここでは、一つの廃校施設で複数の利用用途がある場合は複数回数えており、合計数は93件である。校舎と屋体が別の用途の場合や、一つの校舎で複数の用途の場合もある。前述の図8(文科省の調査・集計の形式)では、跡地利用と学校施設としての再利用は含まれていなかったが、この図ではそれを含めて利用の実態を示している。なお、本アンケートは、図8の調査時期(平成24年10月回答)から約1年後に行ったものであり、その間の変化(追加、廃止)も含まれる。まず、統廃合後の学校施設での利用が1/4(25.8%)と最多であり、先の文科省の調査・形式でも多かった社会教育施設と社会体育施設も多く合せて約4割(39.8%)である。これら転用がしやすい上位の3用途で7割弱(65.6%)に達する。4番目に多い用途には企業施設が続いており、文科省の調査・形式では3.7%(4件)だったが、ここでは10.8%(10件)に増えている。5番目には庁舎等の7.5%があり、これも自治体が転用しやすい用途の1つといえる。

また、表5に、自治体別の利用用途の割合を示す。どの自治体も共通して、学校施設・社会教育施設・社会体育施設の3用途が多く、全ての自治体でいずれかの用途は行われている。また庁舎等の利用も多い(5自治体/17中)。この中で、企業施設への転用があるのは4つの自治体(大館市、大仙市、八峰町、羽後町)である。羽後町では廃校6校のうちの1つ(旧明通小学校)に4つの企業を誘致している。これらは全て別の企業であり、「電車の配線関連」、「チーズ等の製造販売」、「ブリザードフラワー製造販売」、「コールセンター」である。羽後町の担当者は「企業を誘致する工業団地がないが、廃校舎は全体の面積が広く工場を設置するには都合が良い」と述べている。羽後町でのブリザードフラワーの製造販売は県産の花弁を使い、大館市旧山田小学校で生ハム等を製造販売している企業では県産のブランド豚を使っており、県産の原材料を使った6次産業化による産業振興・雇用促進などの地域活性化への効果が期待される。その他の用途としては、例えば、地元の法人等への

貸与などがあり、それらには無償で貸与している場合もある。企業や法人等の借り手の募集方法については、市町村の広報媒体・新聞広告および文科省のWebサイトへの募集情報の掲載や首都圏等での企業誘致活動を行っているが、公募を出していない状況で借り手側から申し出があったとの回答も8件あったことから、企業にとって有望な物件は企業側でも探しており利用に至っていることがわかる。ただし、学校施設は住居系の地域の中に立地していることから、企業等の施設に利用される場合でも近隣の住民生活と共存する用途と運用の範囲が求められる、商業系や工業系の地域（工業団地）とは異なる。自治体により都市計画法の用途地域が指定されている市街地の場合には「住居系」の用途制限がかかるが、用途地域の指定がない地域でも検討が必要である。

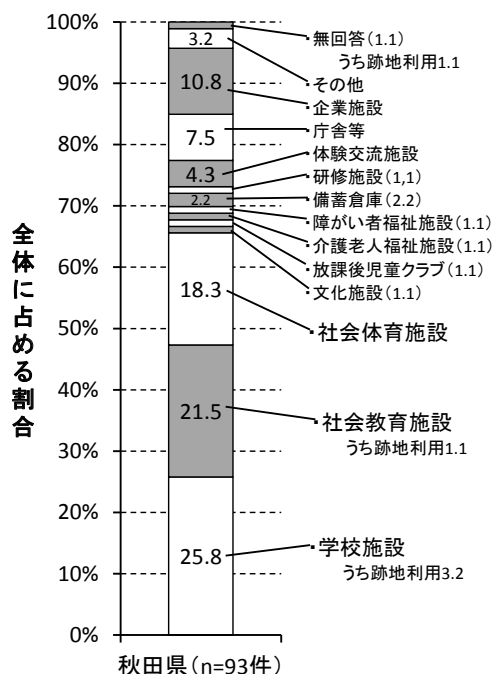


図10 廃校建物および跡地の利用用途 (複数回答) <秋田県全体>

表5 廃校建物および跡地の利用用途の種類 (複数回答) <秋田県内自治体別>

利用用途 (%)	秋田県	秋田市	能代市	横手市	大館市	由利本荘市	湯上市	大仙市	北秋田市	小坂町	よか阿仁村	藤里町	三種町	八峰町	五城目町	美郷町	羽後町
学校施設	71		50	38	20	50	20	50					33	33		60	20
社会教育施設				38	80	60	50	10	50	33	50	67			50	20	
社会体育施設		43		25		20		35		50							20
文化施設								5									
放課後児童クラブ										33							
介護老人福祉施設																	10
障害者福祉施設		14															
備蓄倉庫							10										
研修施設							5										
体験交流施設				25												50	10
庁舎等	29	29	25				5			33							
企業施設					20			10							33		60
その他									50						33		
無効 (回答漏れ等)		14															

※1: 空欄は0% (0件)
 ※2: 能代市は暫定利用(屋体・運動場)も含むと、学校22+社会体育56+体験交流11+庁舎等11 (%)

4-2-4. 廃校施設利用及び跡地利用の自治体担当者による有効性の評価

図11は、廃校施設の現存建物または跡地を利用して、その有効性を自治体担当者に評価してもらったものである。「有効である」の回答が最も多く、選びやすい選択肢とも考えられた。そこで、ここでは、「非常に有効である」と「改善が必要である」「強く改善が必要である」の理由に注目する。「非常に有効である」のうち、介護老人福祉施設は「地域密着型の認知症対応施設として定着し、県内外からも評価を得ている」とのことであり、企業施設は「廃校後それ程期間を置かず利用でき、地元のPRや雇用の創出など優れている」という。また、備蓄倉庫については、廃校前の学校施設が地域の避難所になっている場合もあり、耐震性などの機能に問題が無く、周辺に代替の施設が無ければ、備蓄倉庫などの防災施設として有用と考えられる。一方で、「改善が必要である」または「強く改善が必要である」と担当者が回答した5件では、「廃校周辺は少子高齢化、過疎化といった背景があり、そのような中で利用推進していくことは難しい状況にある」や「施設利用はない(少ない)のに建物の維持管理がかかる」という理由が挙げられた。

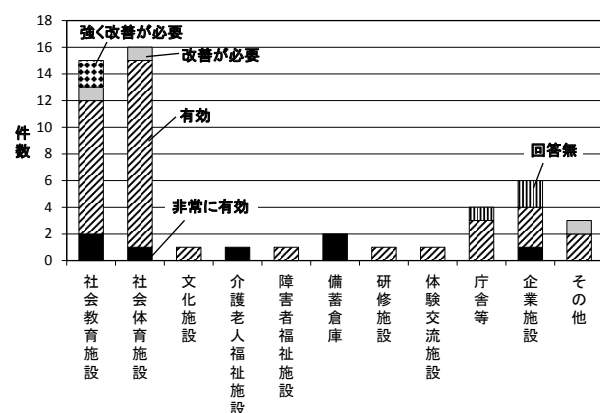


図11 廃校建物・跡地利用の有効性の評価 (回答数 51件)

4-2-5. 廃校施設を利用していない理由

図12には、廃校の建物または跡地を利用していない場合、その理由を分類したものを示す。これは自治体担当者より自由記述にて回答を得たものを、文科省の全国調査の分類に合わせて分類した。今回のアンケートでは、秋田県内の理由は、「地域等から要望がない(93.3%)」と「建物自体の老朽化(73.3%)」が突出した結果となった。このことから、過疎化によって廃校施設の周辺に住む住民自体がいなくなっている実態がうかがえる。また、建物自体の老朽化については、利用されていない建物(校舎・屋体・その他)が現存している廃校のうちの54校

で現行の新耐震基準よりも昔に建設された建物があり耐震検査や耐震改修が必要なものが多く、給排水設備面での改修も必要である。しかし、改修には多大な費用がかかり、先に明確な利用用途が立ったうえでの予算の確保が必要となる。

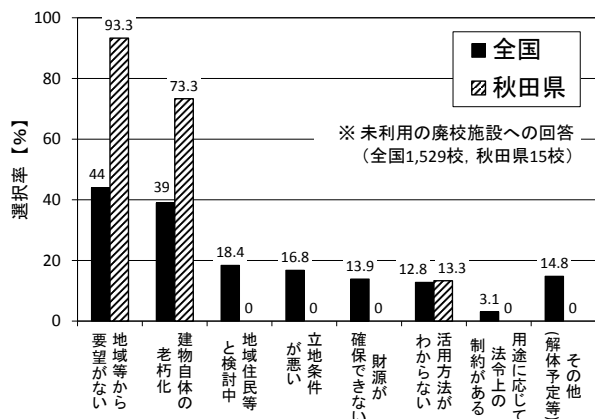


図 12 廃校施設を利用していない理由（複数回答）

4-2-6. 廃校施設の現存建物または跡地を利用するうえでの工夫・課題

表 6 に、5 市町の自治体担当者から得られた回答を示す。いずれも地域住民の要望や協議の必要性和廃校施設の老朽化を挙げており、利活用の方法が見いだせない場合の解体の財源確保と実施も含めて、総合的な検討が必要であることがわかる。

表 6 廃校施設の利用に係る工夫・課題・意見

自治体	工夫	課題	意見
能代市	地域住民と協議しながら利活用を検討した	老朽化のため改修が必要	地域住民の理解が得られる用途で、市の産業振興、福祉、文化の向上、地域の雇用、地域振興等市の発展や住民生活の向上に資する事業であることが重要
横手市	・地元住民の要望、地域の課題や地域における施設の必要性を優先的に考える ・閉鎖された廃校施設の維持管理には多大な費用を要することから、利活用の方策を見出すことができない場合は、財源の確保を図りながら解体する	・耐震診断及び耐震補強工事を行う場合に要する財源の確保 ・団体や企業等への貸付や譲渡に向けた取り組みとして、対外的に情報を公開（公募）しながら、利活用の検討を進める必要がある ・地域住民の意見や要望等は、期限を定め集約を行うこととし、また、市の取り組みについて積極的な情報提供に努める必要がある	—
由利本荘市	—	老朽化のため改修が必要	改修費用や地域要望等を勘案した総合的な検討が必要
北秋田市	—	利活用には基本的に耐震診断(2次診断)が必要であり、「診断=耐震補強工事」となる見込みが大きい	—
小坂町	—	運営主体をどうするか	—

5. まとめと今後の課題

本研究では、秋田県における平成 14～23 年度の 10 年間に廃校になった全 130 校の公立学校の利活用の実態について、まず、文科省の全国調査のデータを入手して

秋田県の実態分析を行った。次いで、独自のアンケートを作成して、秋田県と県内 21 の市町村に実施を依頼し、得られた回答の分析を行った。これにより次の結果を得た。

- 平成 4～13 年度と平成 14～23 年度の各 10 年間の廃校発生数を比べると、全国では後者が約 2 倍と多いが、秋田県でも 54 校と 130 校で後者が 2.4 倍多い。秋田県内では市町村合併が集中（平成の大合併のピーク頃）した平成 16～17 年度以降に廃校発生数の伸びが見られ、市町村合併に伴い統廃合が進んだ。
- 文科省の調査・集計の形式（現存する校舎の状況を優先、跡地の利用は対象外）で、全国と秋田県の廃校施設の利用状況を比較したところ、現存する建物有の利用中と利用予定の合計は、全国は約 7 割（68.4%）、秋田県は約 5 割（51.5%）で、秋田県は全国より 2 割弱（16.9 ポイント）低かった。廃校のうち現存する建物がない場合（解体済み）は、全国が約 1 割（10.3%）、秋田県は約 2 割（18.5%）で、秋田県が約 2 倍多いことがわかった。しかし、跡地の利用状況は不明であった。そこで集計のルールを変えて、現存する建物のうち校舎以外の屋体やその他でも利用されているものを優先したところ、現存する建物有の利用中と利用予定の合計は、全国は約 7 割のまま大差なかったが、秋田県は 66.9% で 15.4 ポイント増となり、数え方による変化が大きい。秋田県は校舎が利用されず、それ以外の建物が利用されている場合が全国より多いといえる。
- 独自のアンケート調査では、全 130 校には至らなかったが、1 県 17 市町村から計 100 校の有効回答（有効回答率 76.9%）を得た。このアンケートから、秋田県における廃校の跡地の利用（予定含む）は約 3 割（31.3%）で、7 割が利用無とわかった。
- 廃校の建物または跡地の利用用途は、秋田県では、自治体が転用しやすい学校施設と社会教育施設・社会体育施設の上位 3 用途で約 7 割（65.6%）を占めている。それに次いで、企業施設が約 1 割（10.8%）あり、6 次産業化等の地域活性化への利用の取り組みもある。
- 廃校施設を利用していない理由は、秋田県は「地域等から要望がない（秋田県 93.3%、全国 44%）」と「建物自体の老朽化（秋田県 73.3%、全国 39%）」が突出した結果となり、地方における過疎化の影響と廃校施設の建物の古さと耐震化への未対応が強く表出した。自治体としては、住民の意見も聞きながら、利活用の方法が見いだせない場合には、施設の維持管理費もかかることから、解体の財源確保と実施を進めており、秋田県では解体が全国よりも 2 倍多い理由と考えられる。

今後の研究課題として、平成24年度以降の廃校発生数と利用の実態調査、ならびに、廃校施設の利用の更なる要因分析、廃校施設の利用の有効性の客観的評価、などが挙げられる。

なお、本報の主要なデータは、平成25年度秋田大学教育文化学部卒業論文「秋田県の廃校利用に関する実態調査」(東海林都、指導教員：西川竜二)で実施した調査による。そのデータの集計の見直しと修正、及び追加のデータ収集と図表の作成を行い、結果考察を含めて全体的な修正加筆を行った。

謝辞

本研究の実施にあたり、資料の提供ならびにアンケート調査にご協力いただきました秋田県教育庁と秋田県内各市町村の担当者の皆様に対して、ここに記して感謝の意を表します。

注記

注1) 公立学校の都道府県別の廃校発生件数

文献2)における平成4～23年度と平成14～23年度の差し引きにより、平成14～23年度における全国都道府県の廃校発生数を求めた。平成4～13年度の10年間と、その次の平成14～23年度の10年間を比較すると、全ての都道府県で後の10年間の方が多。後の方が、全国の合計数では約2.2倍多く、各都道府県の発生数の平均±標準偏差では3.5±4.8倍多い。

注2) 文科省の廃校施設活用状況実態調査における利用用途の種類一覧(付表1)

1. 私立学校(大学を除く)	15. その他老人福祉施設(8・9を除く)
2. 専修学校	16. 障がい者福祉施設
3. 各種学校(外国人学校を除く)	17. 備蓄倉庫
4. 外国人学校	18. 医療施設
5. 大学施設(国公立)	19. 研修施設
6. 社会教育施設	20. 体験交流施設(自然体験施設等)
7. 社会体育施設	21. 宿泊施設(体験交流施設を除く(宿泊施設))
8. 文化施設	22. 庁舎等
9. 放課後児童クラブ	23. 創業支援施設
10. 放課後子ども教室	24. 企業施設(工場、事務所等。前項までを除く)
11. 保育所	25. その他法人事務所等(企業・学校法人除く。前項までを除く)
12. 児童福祉施設(保育所を除く)	26. 住宅
13. 老人デイサービスセンター	27. その他
14. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホームを除く)	28. 活用なし

注3) 廃校施設の解体後の跡地利用(付表2)

	自治体	解体前	新設(跡地利用)	利用用途種類
1	横手市	横手工業高校	衛生看護学院・横手高校定時制校舎用地	学校施設
2	横手市	雄物川中学校	雄物川地域小学校統合校(雄物川小学校)	学校施設
3	湯沢市	湯沢北高校	湯沢翔北高校	学校施設
4	由利本荘市	西滝沢小学校	西滝沢水辺プラザ	社会教育施設
5	潟上市	豊川小学校	潟上市多目的交流センター(調査時予定、2014年4月開設済み)	社会教育施設

注4) 新耐震基準

建築基準法にもとづく現行の耐震基準は、1981年(昭和56年)の6月1日に施行された。それより前を「旧耐震基準」、それ以降を「新耐震基準」という。ただし、新耐震基準に当るのは、1981年6月1日以降に「建築確認申請」を受けて建設された建物である。

参考文献

- 1) 文部科学省：廃校施設の実態及び有効活用状況等調査研究報告書、2005.4
- 2) 文部科学省：廃校施設活用状況実態調査の結果について(平成4～23年度、平成14～23年度)、2012.9.14
- 3) 文部科学省：～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクトホームページ、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm、2010年登録、2013～2016年閲覧
- 4) 屋敷和佳：小・中学校統廃合の進行と学校規模、国立教育政策研究所紀要 第141集、pp.19-41、2012.3
- 5) 斎尾直子：公立小中学校の統廃合プロセスと廃校舎利活用に関する研究－茨城県過去30年間全廃校事例の実態把握と農山村地域への影響－、日本建築学会計画系論文集 第73巻 第627号、pp.1001-1006、2008.5
- 6) 山本幸子・中園真人・清水聡士：廃校となった公立小中学校施設の運用状況－山口県における廃校施設の調査報告、日本建築学会技術報告集 第18巻 第38号、pp.357-360、2012.2
- 7) 鈴木明日実・細田智久：鳥取県西部地区における廃校利用の実態分析、日本建築学会中国支部研究報告集 第38巻、pp.597-600、2015.3
- 8) 秋田県教育委員会：学校統計一覧(平成15年度～平成25年度版)、秋田県公式Webサイト <http://pref.akita.lg.jp/www/contents/1134950894317/index.htm>
- 9) 秋田県教育委員会：第七次秋田県高等学校総合整備計画(平成28年度～平成37年度)、2016.3